

熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱

制定 令和 5年 9月 1日市長決裁

改正 令和 8年 4月 21日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市中心市街地において、地域の価値向上に取り組む地域団体の活動を支援することで、地域の魅力を発掘するとともに、地域の自立的な成長を促すため、地域団体に対して、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金（以下、「補助金」とする。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 熊本市中心市街地に位置する面的な広がりを持つ区域をいう。
- (2) 地域団体 地域に位置する事業者、住民等からなる複数の者により、当該地域の課題解決等の目的を達成するために結成した団体をいう。
- (3) 地域価値向上活動 地域団体が実施する当該地域の価値向上に繋がる取組みであって、地域美化活動と地域価値向上イベントをいう。
- (4) 地域美化活動 地域団体により実施される、当該地域の道路・公園・広場等の公共空間の清掃活動など、快適な生活環境を維持するために実施される活動をいう。
- (5) 地域価値向上イベント 地域団体により実施される、当該地域の賑わいを創出するためのイベントであって、不特定多数の者が参加できるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 直近の5年間で地域美化活動及び地域価値向上イベントをそれぞれ複数回実施している地域団体であること。
- (2) 地域価値向上活動を今後5年以上継続して実施予定であること。
- (3) 補助事業の実施のために、本要綱と目的を共通にする補助金等の交付を、市から受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が要綱の趣旨に合致しないと認めた者でないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地域価値向上イベント
- (2) 宗教的活動及び政治的活動を目的とするものではないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、第4条に掲げる事業の実施に直接必要な経費として、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消耗品費（日常の用に供されるものを除く）
- (2) 委託費（人件費を除く）
- (3) 広報費
- (4) 人件費（補助事業実施の有無にかかわらず支払われる給料等を除く。）
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

（補助金の額及び限度）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1件につき300万円を上限とする。

2 前項の額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（交付の制限）

第7条 この要綱に基づく補助金の交付は、1団体につき一の年度に3回を限度とする。

（交付の申込み）

第8条 補助金の申込みをしようとする者は、補助金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、補助事業を実施する前に市長に申し込まなければならないこととする。

- (1) 補助事業実施計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 市税滞納有無調査承諾書（様式第1号別紙2）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第1号別紙3）
- (4) 補助対象経費の積算内訳及び金額の妥当性が確認できる資料
- (5) 過年度に実施した地域価値向上活動の実施状況が確認できる資料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 前項の規定による補助金を交付・不交付についての決定は、次の各号の規定に基づき申込者に通知する。

- (1) 申込者に対して、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知する。
- (2) 申込者に対して、補助金を交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知

書（様式第3号）により、当該申込者に通知する。

3 市長は、補助の目的を達成するために必要と認める場合は、条件を付することができる。

4 補助金の交付決定を受けて補助事業を行う者（以下、「補助事業者」とする。）は交付の決定を受けた後に、補助事業に着手するものとする。

（交付の条件）

第10条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業実施期間中、市が実施する賑わい増進や回遊の促進を目的とした事業について協力し、又は連携をすること。
- (5) 補助事業が完了したときは、別に指定する期限までに所定の実績報告を行うこと。
- (6) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (7) 補助金の支払いの請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、取得し、又は効用の増加があったときから5年間市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- (10) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部または一部を市に納付させることがあること。
- (11) 市が行う広報活動において、個人情報及び事業活動の支障になる情報を除く補助事業に関する活動内容を公表することに同意すること。
- (12) 補助事業の中で作成するホームページ、広報公表資料、ポスター、チラシ、パンフレット等に、補助金を活用していることを記載すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守すること。

（補助事業の変更及び中止の手続き等）

第11条 前条の規定により交付の決定を受けた補助事業者が、交付申込書及び添付書類に記載した事項を変更又は中止しようとするときは、補助事業の着手前に補助事業計画変更等申込書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けな

なければならないこととする。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
 - (2) 変更後の補助事業実施計画書
 - (3) 変更後の補助対象経費の積算内訳及び金額の妥当性が確認できる資料
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申込があった場合は、その内容を審査し、これを適当と認めるときは補助事業計画変更等承認書（様式第5号）により、当該補助事業者へ通知することとする。
- 3 市長は、前2項の規定により、補助事業の計画変更を承認した場合であって、補助金額に変更が生じる場合は、補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 補助事業の変更等により補助対象経費が増額となった場合も、補助金交付決定額の増額変更は認めない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から30日を経過する日（経過する日が交付決定を受けた年度の3月31日以降になるときは、当該3月31日）までに、実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならないこととする。

- (1) 事業報告書（様式第7号別紙1）
- (2) 事業収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 補助対象経費の支払済み額を証明する領収書等の書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合は当該報告に係る事業の内容を審査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた者は、補助金の請求を補助金請求書（様式第9号。以下「請求書」という。）により行うこととする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。第13条の規定において補助金の額を確定した後においても同様とする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又は交付の条件に違反したとき。

- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき。
 - (3) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により補助金交付決定の全部を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、一部を取り消し交付額を減額するときは補助金変更交付決定通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、補助金返還請求通知書（様式第11号）により、期限を定めて、これを返還させるものとする。

- 2 前項の規定は、第13条の規定において補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

（雑則）

第18条 補助金の交付は予算の範囲内で行うこととする。

- 2 本補助金に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に交付決定された補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則（令和8年4月21日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

補助金交付申込書

令和 年（ 年） 月 日

熊本市長 _____（宛）

申込者

住所又は所在地 _____

名称（団体名） _____

代表者職氏名 _____

熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第 8 条に基づき、必要書類を添え、下記のとおり申し込みます。

記

1 主催者名（団体名）

2 補助事業の名称

3 地域価値向上活動の実績（主催・共催をしているもの）

	A 地域美化活動	B 地域価値向上イベント
実施日①	年 月 日 名称（ ）	年 月 日 名称（ ）
実施日②	年 月 日 名称（ ）	年 月 日 名称（ ）
実施日③	年 月 日 名称（ ）	年 月 日 名称（ ）

4 補助事業費 _____ 円

5 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円

6 添付書類

- (1) 補助事業実施計画書（様式第 1 号別紙 1）
- (2) 市税滞納有無調査承諾書（様式第 1 号別紙 2）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第 1 号別紙 3）
- (4) 補助対象経費の積算内訳及び金額の妥当性が確認できる資料
- (5) 過年度に実施した地域価値向上活動の実施状況が確認できる資料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

補助事業実施計画書

令和 年（ 年） 月 日

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 補助事業の概要

4 地域価値向上イベント実施日程・場所（予定）

（日程）	年 月	～	年 月		
（場所）	道路	・	公園	・	広場

5 補助事業により想定される効果・成果目標

6 効果測定の手法

7 今年度の活動予定

8 今後5年間の活動予定

	活動概要	
	A 地域美化活動	B 地域価値向上イベント
() 年度		
() 年度		
() 年度		
() 年度		
() 年度		

市税滞納有無調査承諾書

令和 年（ 年） 月 日

熊本市長 宛

熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金の交付申込みに伴い、熊本市市税（延滞金含む）の納付状況について下記の内容を調査されることを承諾します。

申込者

所在地又は住所

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者職氏名

電話番号

納税課確認欄

申込者

- 滞納なし
- 滞納あり 市民税（特徴・普徴）・固定資産税・法人市民税
軽自動車税・事業所税・特別土地保有税
その他（ ）
- 滞納あり（分割納付約束履行中）
（滞納解消予定時期 年 月 日）

上記のとおり確認しました。

令和 年（ 年） 月 日

納税課長

誓約書兼同意書

令和 年 (年) 月 日

熊本市長 _____ (宛)

申込者

住所又は所在地 _____

名称 (団体名) _____

代表者職氏名 _____

熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金の交付申込みを行うにあたり、下記事項を遵守することを誓約します。なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

<input type="checkbox"/>	補助事業の実施にあたり、本要綱と目的を共通にする補助金等の交付を受けていない。
<input type="checkbox"/>	市税の滞納がない。
<input type="checkbox"/>	補助対象者の要件を審査するため、申込者、代表者及び役員の熊本市税の納付状況について照会することを承諾する。
<input type="checkbox"/>	熊本市暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 94 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者である。
<input type="checkbox"/>	補助対象者の要件を審査するため、市が必要なときは申込者代表者及び役員が熊本市暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 94 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者ではないか警察機関へ照会することを承諾する。
<input type="checkbox"/>	補助金を他の用途に使用しない。
<input type="checkbox"/>	熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第 5 条に定める補助対象経費のみを申し込み、その他の経費を申し込まない。
<input type="checkbox"/>	本誓約書及び同意書の提出について、別紙 3 の 1 に記載する役員等の全員が承諾をしている。

発第 号
令和 年（ 年） 月 日

名称（団体名） _____
代表者職氏名 _____ 様

熊本市長 _____

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申込みのあった補助金については、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び対象となる事業
- 3 補助事業費及び補助金額は、次のとおりとする。
補助事業費 _____ 円
補助金額 _____ 円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業実施期間中、市が実施する賑わい増進や回遊の促進を目的とした事業について協力し、又は連携をすること。
 - (5) 補助事業が完了したときは、別に指定する期限までに所定の実績報告を行うこと。
 - (6) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。

（裏面に続く）

様式第2号（第9条関係）

- (7) 補助金の支払いの請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
 - (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
 - (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、取得し、又は効用の増加があったときから5年間市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (10) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部または一部を市に納付させることがあること。
 - (11) 市が行う広報活動において、個人情報及び申込者の事業活動の支障になる情報を除く補助事業に関する活動内容を公表することに同意すること。
 - (12) 補助事業の中で作成するホームページ、広報公表資料、ポスター、チラシ、パンフレット等に、補助金を活用していることを記載すること。
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守すること。
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、すでに交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95%の割合で計算した違約加算金を請求する。
 - 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申込者に対し支払うべきほかの補助金等があるときは、当該ほかの補助金等の交付を一時停止することがある。
 - 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
 - 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第3号（第9条関係）

令和 年（ 年） 月 日
発第 号

名称（団体名） _____
代表者職氏名 _____ 様

熊本市長 _____

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申込みのあった補助金については、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付しないと決定した理由

様式第4号（第11条関係）

補助事業計画変更等申込書

令和 年（ 年） 月 日

熊本市長 _____（宛）

申込者

住所又は所在地 _____

名称（団体名） _____

代表者職氏名 _____

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった事業については、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり計画変更・中止したいので、ご承認願います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 計画変更の内容（変更・中止）
- 3 添付書類
 - ・補助金交付決定通知書
 - ・変更後の補助事業実施計画書
- 4 備考

様式第5号（第11条関係）

令和 年（ 年） 月 日
発第 号

名称（団体名） _____
代表者職氏名 _____ 様

熊本市長 _____

補助事業計画変更等承認書

記

年 月 日付けで申込みのあった変更等申込書について、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により変更を承認しましたので通知します。

様式第6号（第11条関係）

令和 年（ 年） 月 日
発第 号

名称（団体名） _____
代表者職氏名 _____ 様

熊本市長 _____

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した事業に対する補助金については、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱（第11条第3項・第16条第2項）の規定により、下記のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 取消し・変更前の金額 _____ 円
- 3 取消し・変更後の金額 _____ 円
補助金額 _____ 円
- 4 取消し・変更の理由
- 5 備考

実績報告書

令和 年（ 年） 月 日

熊本市長 _____（宛）

申込者

住所又は所在地 _____

名称（団体名） _____

代表者職氏名 _____

年 月 日付け 発第 号で通知を受けた事業について、下記のとおり実施したので、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額 _____円

3 事業に要した経費 _____円

4 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第7号別紙1）
- (2) 事業収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 補助対象経費の支払済み額を証明する領収書等の書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業報告書

令和 年（ 年） 月 日

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 補助事業の概要

4 地域価値向上イベント実施日程・場所

(日程)	年	月	日	～	年	月	日	(日間)
(場所)	道路	・	公園	・	広場			

5 補助事業による効果・成果

6 今後の展望

7 イベント実施にあたっての課題及び、改善すべき事項

様式第8号（第13条関係）

令和 年（ 年） 月 日
発第 号

名称（団体名） _____
代表者職氏名 _____ 様

熊本市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した事業に対する補助金については、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり確定したので下記のとおり通知します。

記

1 交付確定額 _____ 円

請求書

令和 年（ 年） 月 日

熊本市長 _____（宛）

申込者

住所又は所在地 _____

名称（団体名） _____

代表者職氏名 _____

年 月 日付け 発第 号で通知を受けた事業について、下記のとおり実施したので、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求金額 _____円

2 振込先

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人
	普通 当座 その他		

様式第10号（第16条関係）

令和 年（ 年） 月 日
発第 号

名称（団体名） _____
代表者職氏名 _____ 様

熊本市長 _____

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付申込みのあった補助金については、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定の取消理由

様式第11号（第17条関係）

令和 年（ 年） 月 日
発第 号

名称（団体名） _____
代表者職氏名 _____ 様

熊本市長 _____

補助金返還請求通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した事業に対する補助金については、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱第17条の規定により、返還請求を行うこととなりましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 名称（団体名）
- 2 補助事業の名称
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還を命じる補助金の額 _____円
- 5 返還期限
年 月 日
- 6 備考